

◎鹿屋市移住・定住者就農支援事業

<p>助成の対象者は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外に1年以上居住し本市に転入された方のうち、3年を経過していない方 ・ 市が行う農業研修を受講した方、又は、過去に概ね1年以上の農業経験がある方のうち、今後5年以上農業に従事する方 ・ 鹿屋市が推進する各農業施策に協力的な方
<p>助成の内容は？</p>	<p>移住者が就農する際に必要となる農業用の機械や施設の整備費用の一部を助成します。</p> <p>補助対象経費の2分の1以内（限度額100万円）</p>
<p>助成の要件は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けていること ・ 市税の滞納がないこと ・ 鹿屋市農業後継者就農支援事業補助金を受給していないこと
<p>申請に必要なものは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 対象経費の内容を確認できる書類（見積書、カタログ等） ・ 家族経営協定書（法人の場合は経営継承に関する確約書等） ・ 滞納なし証明書 など
<p>申請の時期は？</p>	<p>随時（ただし、予算上限となるまで）</p>
<p>問合せ・窓口は？</p>	<p>農政課担い手育成係 （市役所本庁舎2階） TEL：31-1183</p>